

今後のわが国の金融所得課税のあり方  
(提 言)

2007年2月

金融調査研究会

# 目 次

1. はじめに .....	1
2. 金融所得課税に関する基本的考え方 .....	3
3. 新しい金融所得課税のスキーム .....	4
(1) 「金融所得」の範囲 .....	4
(2) 課税方式・税率 .....	5
(3) 損益通算 .....	5
(4) 納税環境整備の方向性 .....	5
4. 実施にあたっての検討課題 .....	7
(1) 実施に向けた準備 .....	7
(2) 配当の二重課税調整 .....	7
(3) 国際課税の問題と法人税改革の推進 .....	8
○ 参考資料 .....	9
○ 委員名簿 .....	13

## 1. はじめに

わが国においては、少子高齢化の進展によって、家計貯蓄率の低下傾向が今後も続くことが見込まれており、個人金融資産をより効率的に運用することが経済活力の維持・活性化の鍵となっている。このため、これまで貯蓄偏重であった個人金融資産に関して、貯蓄と投資のバランスのとれた資産運用を促す「貯蓄から投資へ」の政策対応が求められており、その際に、税制は重要な役割を果たすと考える。

すなわち、税制によって最適な資源配分が歪められないように、金融商品間における課税の中立性と、一般の個人投資家にとって簡素でわかりやすい税制を実現することである。

近年、欧米においては、簡素・中立で経済成長につながる税制の構築等の観点から、金融所得に対する税制の改革が進められている（参考資料の図表1参照）。

北欧諸国においては、1990年代に、足の速い金融所得に対する実効ある資産所得課税の構築を目指して「二元的所得税制」を導入した。「二元的所得税制」においては、勤労所得は累進税率で課税されるが、資本所得は比例税率で課税されるほか、損益通算も資本所得内で幅広く認められた。また、2001年にオランダにおいても、貯蓄・資本所得を他の所得と区別して課税するボックス課税が導入されたほか、ドイツやフランスにおいても見直しが行われている。

米国においては、ブッシュ政権下で設置された「税制改革のための大統領諮問委員会」において、米国の競争力を高めるため、貯蓄と投資を奨励し、長期的経済成長と雇用の創出を促進すること等を目的とした税制改革案がとりまとめられた。この改革案の中では、配当課税の非課税化・分離課税化や、非課税貯蓄制度の整理・統合などが提案されている。

一方、わが国のこれまでの金融所得に対する税制をみると、非課税貯蓄制度が長らく存在し、貯蓄優遇の側面があったほか、株式と預貯金からの所得に対する税率は同一に設定され、損益通算も制限されてきた。

その後、株式市場の低迷を契機として、平成15年（度）から上場株式等の配当および譲渡所得に対する軽減税率（20%を10%とする）の特例が時限的に適用されている。

これに対して、政府税制調査会は、平成16年6月に「金融所得課税の一体化についての基本的考え方」をまとめ、昨年12月の「平成19年度の税制改正に関する答申」において、株式市場が活性化したこと等を挙げ、特例措置に代えて、金融所得間の課税方式の均衡化、損益通算の範囲の拡大を柱とする金融所得課税の一体化を進めていくべきとの方向性を示した。また、与党も、昨年12月の「平成19年度

税制改正大綱」において、下記のとおり、現在の特例措置の適用期限（譲渡益への軽減措置は平成19年末、また、配当所得への軽減措置は平成19年度末）を1年延長して廃止するとし、この間、金融商品間の損益通算の拡大策等を検討の上、成案を得て、平成21年（度）からの導入を目指すとした。これにより、今後、政府・与党においては、平成21年（度）からの導入を目指して、金融所得課税の見直しを本格的に検討する見通しとなった。

当研究会では、以上のような内外の動きを踏まえ、今年度、主として租税理論の観点から、金融所得課税のあり方について検討を行ってきた。そして、この間の議論を整理し、金融所得課税の一体化に向けて、今後のわが国の金融所得課税のあり方について提言するものである。

〔参考〕

与党の「平成19年度税制改正大綱」（抜粋）

### 3 金融・証券税制

上場株式等の配当及び譲渡益に係る10%の軽減税率は、その適用期限を1年延長して、廃止する。この間、証券市場の状況、個人投資家の株式等の保有状況等を勘案し、金融商品間の損益通算の拡大策等を検討の上、成案を得て、平成21年（度）からの導入を目指す。なお、その際、市場の混乱を回避する観点から市場特例措置を講ずることも検討する。

## 2. 金融所得課税に関する基本的考え方

各論に入る前に、金融所得課税に関する基本的考え方を整理すれば、次の5点に集約できる。

- ① 金融取引にかかる税制は、商品や所得の種類によって課税方式が異なると、個人の金融商品選択に歪みを与え、中立的な税制とは言えない。特に、デリバティブ取引の発達等によってキャッシュフローを様々に加工することも可能となっていることから、金融商品、金融所得は税制により敏感に反応する「逃げ足の速い」性質を持つようになってきている。したがって、課税方式の均衡化を図り、これまでのような金融商品や所得分類による税負担の違いをなくしていくことが適当である。
- ② 簡素な税制という観点からも課税方式の均衡化は望ましく、加えて、これまで源泉分離課税制度を基本として金融所得課税が構築されてきたことから、具体的な課税方式は、金融所得の範囲で一律の税率による分離課税とすることが適当である。
- ③ 一方で、課税方式が投資家のリスクに対する意思決定を歪めない仕組みとするためには、リスクの異なる幅広い金融商品間で損益通算を認めるほか、当期に損益通算した結果残る損失を次期以降に繰り越すことが出来ることも必要となる。
- ④ このような形で金融所得課税の一体化を実現するためには、その前提として納税環境の整備が必要であるが、証券取引に関しては、すでに「証券特定口座」が1千数百万口座にまで普及していることから、今後もこれを軸に考えていくことが適当である。
- ⑤ 以上に加えて、諸外国においても課題とされている株式配当の法人税との二重課税調整の問題や、国際課税の問題への対応についても、並行して検討を進め措置していく必要がある。

### 3. 新しい金融所得課税のスキーム

前述の基本的考え方に基づいた新しい金融所得課税のスキームについて、その基本的な姿を示せば、次のとおりとなる。

#### (1) 「金融所得」の範囲

はじめに、新たに「金融所得」の範囲を設定し、その他の所得との線引きを行う必要がある。

具体的には、①株式の配当・譲渡損益、②投資信託の収益分配金・譲渡損益・償還や解約損益、③公社債の利子・譲渡損益・償還損益、④預貯金の利子、⑤信託受益権の配当・譲渡損益、⑥保険の満期保険金・解約返戻金、⑦先物取引等の決済差損益、⑧外貨預金の為替差損益、⑨その他の金融商品（抵当証券・組合型商品ファンドなど）の損益、が「金融所得」の範囲と考えられる。

この場合、線引きを行う際には、金融商品取引法制定等の新しい動き（**図表2**参照）を踏まえるとともに、取引の実態をよく見て、租税回避行為に使用されないよう配慮する必要がある。また、個別に見ていけば、なかには事業所得に近い性格のものなど、別に取り扱わなければ課税の公平が図れないようなものもあろう。

例えば、

- ① 商品先物取引のように、取引法制が金融法制に当たらないとされているものについても含めるべきか、あわせて検討すべきである。
- ② 株式の配当については、大口株主の問題がある。大口株主は、事業参加的側面が強く、配当も事業所得に近い性格を有する面がある。このため、大口株主については、その範囲を再検討したうえで、これまでと同様、総合課税とすべきであろう。
- ③ 保険商品については、その収益が現在でも利子並みに20%の源泉分離課税とされている満期5年以内の一時払い養老保険があるが、その他の収益は一時所得または雑所得として総合課税の対象とされている。保険には、死亡や病気などへの備えという面がある一方、例えば、変額保険や外貨建保険など、今後、保険業法において金融商品取引法の行為規制が準用されるような投資性商品もある。したがって、満期保険金や解約返戻金等の収益が、満期時または解約時までの保険料の運用成果と見درる場合には、「金融所得」とすることを検討すべきである。また、年金型の商品についても、同様に考えられよう。

## (2) 課税方式・税率

金融所得に対する課税は、一律の税率による分離課税とする。

具体的な税率は、勤労所得との負担の公平性や個人金融資産の効率的な運用という観点から、現行の本則税率である20%が基本となろう。

## (3) 損益通算

投資家のリスクに対する意思決定を歪めない、中立的で、貯蓄と投資のバランスの取れた税制とする観点からは、金融所得の範囲において、損益通算に制限を設けないことが望ましい。

しかし、譲渡損益については、投資家がその実現時期を選べることから、制度の濫用等が大きな問題となるならば、制限を設けることも考えられる。例えばスウェーデンでは、株式等の譲渡損失と預金利子等との損益通算については、譲渡損失の一部（一定割合）を通算の対象外としている。ただし、制限を設ける場合でも、個人金融資産の効率的運用など制度導入の趣旨を損なわないよう慎重に考えるべきである。

また、当期に損益通算しても残った損失に対しては、長期の繰越を認める必要がある。

## (4) 納税環境整備の方向性

新しい金融所得課税をスタートさせるにあたっては、簡素でわかりやすい税制を実現する観点から、税務当局のみならず、個人投資家、金融機関といった関係者の事務負担にも十分配慮した、実効的な納税の仕組みを用意すべきである。

特に、個人投資家にとって使い易い仕組みとすることが重要であり、その際には、すでに1千数百万口座にまで普及した「証券特定口座」（以下、「特定口座」という。）の活用を軸に考えるべきである（**図表3**参照）。

具体的には、新たに対象となる預貯金などの金融商品については、顧客の申し出に基づいて特定口座に移管し、その後は、特定口座内でその収益を管理し、金融機関サイドで損益通算・納税（源泉徴収を含む）の手続きを行うようにすることが考えられる。なお、特定口座に移管されていない金融商品に係る収益との損益通算については、顧客による申告を要するものとなる。

また、複数の金融機関の特定口座を跨る損益通算については、各金融機関の特定口座の損益証明書によって、顧客が簡易な形で申告により損益通算を行うことが考えられる。

番号制度については、特定口座内での損益通算を考える限りでは、現在同様、番号制度は不要と考えられる。また、特定口座外の金融商品との損益通算や複数の特定口座を跨る損益通算を申告ベースで行う場合でも、番号制度がないと対応できないとは考えられない。一方で、そうした損益通算をスムーズに行うためには、電子納付のような仕組みの普及とともに、番号制度の有用性も認められる。

また、損益通算の拡大にあわせて資料情報制度などの整備も必要となるが、預金取引については、その口数が極めて膨大であることから、現在、一律源泉分離課税のもとで個人に係る支払調書の提出が不要とされている。金融所得課税の一体化に当たっては支払調書制度の整備が必要との指摘があるが、例えば、対象を特定口座外での損益通算を希望する顧客に限定する等、実務負担に配慮した検討が必要と考える。

以上の議論では地方税を明示的に取扱ってきていないが、納税環境整備の観点から、地方税の取扱いについても複雑な仕組みとならないような工夫が必要であることは言うまでもない。



## 4. 実施にあたっての検討課題

最後に、新しい金融所得課税スキームの実施にあたっての検討課題として、①実施に向けた準備、②配当の二重課税調整、③国際課税の問題の3点を挙げておきたい。

### (1) 実施に向けた準備

金融所得課税の見直しは、金融・資本市場への影響も大きく、混乱を招かないよう、しっかりとした準備が不可欠である。

与党において、平成21年（度）からの導入を目指すとの方向性が示されていることから、早急に、税制当局、金融庁、金融・証券業界等による検討を開始すべきである。

検討にあたっては、業界間の利害調整よりも、納税環境整備など、直接、国民に影響ある事項の検討に力点を置くべきであり、また、平成21年1月には、上場会社等の株券の全面的な電子化（株券不発行）が実施される予定であるので、これも踏まえて検討を進めるべきである。

また、現在の軽減税率の特例措置からの移行に関しては、株式市場等に対して無用の変動要因とならないよう、市場対策の特例措置や経過措置を併せて検討すべきである。

### (2) 配当の二重課税調整

中立的な税制を構築する観点からは、株式配当における法人税との二重課税を排除する仕組みが望ましいことは言うまでもない。すなわち、法人段階と個人段階を通じて中立的な税制とすべきである。

海外を見ると（**図表4**参照）、欧州では、インピュテーション方式による配当課税の調整方式と配当所得一部控除方式のいずれかを採用する国が多いが、2001年のドイツに加えて、2004年にフランスが前者から後者の方式に変更（2005年実施）した等の動きが見られる。

米国では、配当所得に対して、総合課税ながら時限措置として軽減税率が適用されている。一方、今後の税制改革案としては、国内所得を原資とする配当の非課税化と法人税段階での調整（支払利息の損金不算入）という2つの案が出されている。

このように、配当の二重課税調整をめぐるっては、海外でも種々の議論がなされている。わが国では、配当控除の措置が設けられているが、海外の事例も踏まえて、個人段階を念頭に調整方法について引続き検討することが必要である。

### (3) 国際課税の問題と法人税改革の推進

上述した配当に係る国内の法人・個人間の問題以外にも、国家間の税制の相違からくる租税裁定行為への対処などの国際課税の問題がある。この問題の根底には、グローバル化している国際経済社会の中で、わが国の法人税の実効税率の高さから、国内企業が海外に投資を行うインセンティブを有するということが指摘されており、足の速い所得である金融所得においても、法人税は重要なファクターといえる。上述の配当の二重課税調整の問題においても、法人税の実効税率の水準が影響を与えており、欧州各国で法人税率を引き下げる動きが広がっていることも踏まえ、今後、法人税負担を軽減する改革を進めるべきである。

以 上

○参考資料

図表 1

主要国の金融所得に対する課税制度の概要（未定稿）

（2006年1月現在）

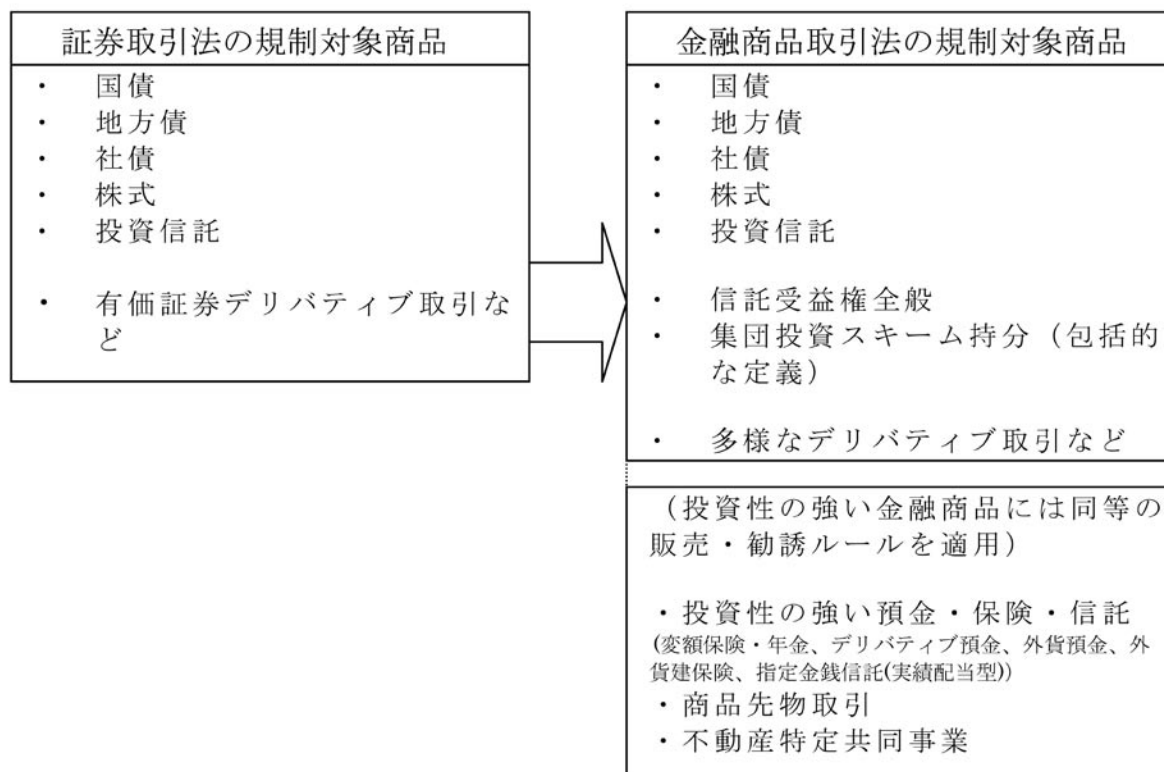
	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン	オランダ	
通常所得	10～35%	10%、22%、40%	15～42%	6.83～48.09%	20%、25%	34.4～52%（注3）	
利 子	課税方式 （税率）	総合課税 （10～35%+地方税）	総合課税 （10%、20%、40%）	総合課税 （15～42%+連帯付 加税）	【選択制】 ○総合課税 （6.83～48.09%+社 会保障関連諸税11%） ○源泉分離課税 （27%（所得税16% +社会保障関連諸税 11%））	資本所得として課税 （30%）	ボックス課税 （保有資産額×みなし 収益率×30%）
	源泉徴収	源泉徴収なし	20%源泉徴収	30%源泉徴収	【源泉分離課税選択】 27%源泉徴収	30%源泉徴収	源泉徴収なし
配 当	課税方式 （税率）	総合課税 （5%、15%+地方税）  ※2008年までの時限 措置 （但し、2008年のみ 0%、15%）	総合課税 （10%、32.5%）  （部分的インピュ テーション方式（受 取配当にその1/9 を加えた額を課税 所得に算入し、算出 税額から受取配当 額の1/9を控除）	総合課税 （15～42%+連帯付 加税）  （配当所得一部控除 方式（受取配当の 1/2を株主の課 税所得に算入）	総合課税 （6.83～48.09%+社 会保障関連諸税11%）  （配当所得一部控除 方式（受取配当の 1/2を株主の課 税所得に算入）	資本所得として課税 （30%）	ボックス課税 （保有資産額×みなし 収益率×30%）
	源泉徴収	源泉徴収なし	源泉徴収なし	20%源泉徴収	源泉徴収なし	30%源泉徴収	25%源泉徴収
株 式 譲 渡 益	課税方式 （税率）	総合課税 短期：10～35%+地方税 長期：5%、15%+地方税  ※2008年までの時限 措置 （但し、2008年のみ 0%、15%）	総合課税 （10%、20%、40%）  （保有期間等に 応じ、譲渡益の100～ 25%）	原則非課税  （投機売買（12ヶ月 以下保有）等につ いて総合課税（譲渡 益の1/2）	申告分離課税 （27%（所得税16% +社会保障関連諸税 11%））  （保有期間等に 応じ、譲渡益の100～ 0%）	資本所得として課税 （30%）	ボックス課税 （保有資産額×みなし 収益率×30%）
	非課税枠	なし	土地等の譲渡益と合 わせて8,500£（約 171万円）	投機売買について、他 の投機売買所得と合 わせて512€（約7万 円）	年間譲渡額15,000€ （約206万円）	なし	資本性資産からのみ なし収益については、 他の収益を合わせて 19,522€（約267万 円）
備 考  （最近の動向）	2003年ブッシュ減税 配当・長期キャピ タルゲインに対す る軽減税率（5%、 15%）を導入  2005年税制改革諮問 委員会 金融所得の分離課 税（15%）を提案	1994年 利子に対する基本 税率引下げ（25%→ 20%）  1999年 譲渡益に係る基本 税率引下げ（23%→ 20%）	1993年 利子及び配当の源 泉徴収制度の導入  2001年 インピュテーショ ン方式の廃止	2004年 インピュテーショ ン方式の廃止  2005年 社会保障関連諸税 の税率引上げ（10% →11%）  2006年 8年超保有株式の 譲渡益について非 課税措置の導入	1991年 二元的所得税制度 の導入	2001年 ボックス課税を導 入	

- （注）1. アメリカの州・地方政府税の税率等は、州・地方政府によって異なる。例えば、ニューヨーク市の場合、保有期間にかかわらず、州税が4～6.85%、市税が2.907～3.648%
2. スウェーデンにおいては、勤労所得と資本所得を分離して課税する二元的所得税制度が採用されている。なお、勤労所得については、地方税が28.9～34.0%の税率で課税される。
3. オランダの累進税率の第1ブラケット（34.4%）、第2ブラケット（41.95%）には、32.6%の社会保険料が含まれる。

（出典）政府税制調査会資料より作成

図表 2

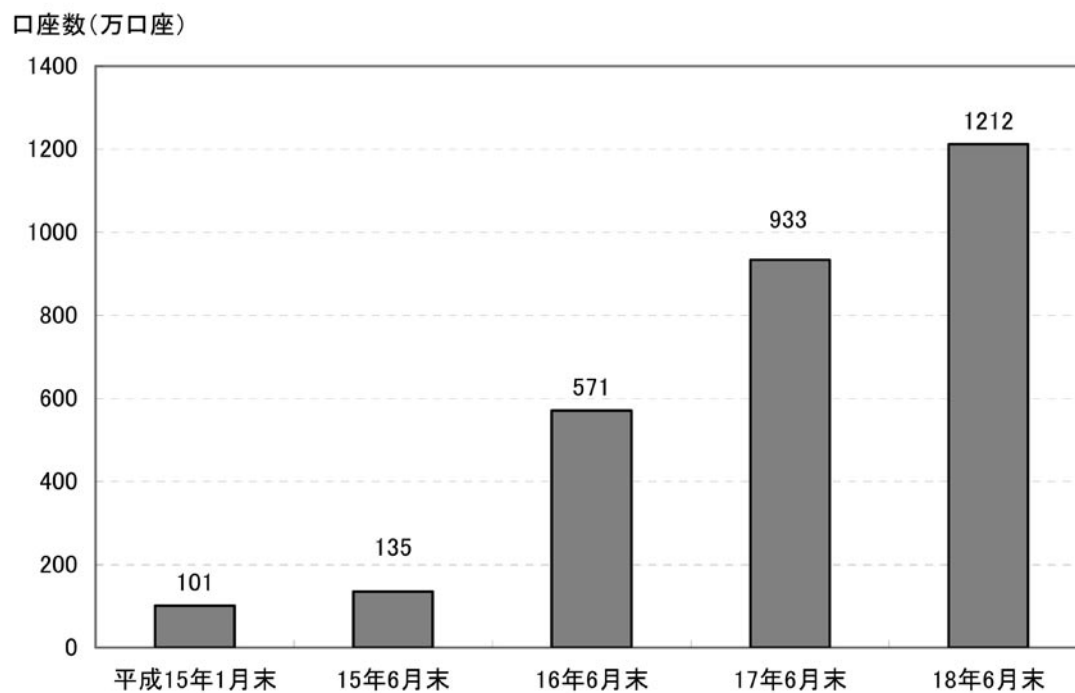
## 金融商品取引法の制定に伴う規制対象商品の拡大



(出典) 金融庁資料から作成

図表 3

### 特定口座数の推移（証券会社）



- (注) 1. 平成15年6月末までのデータは、15年1月時点より特定口座を設置していた主な16証券会社の口座数  
2. このほか、銀行等において約140万口座（18年6月末）

(出典) 日本証券業協会

図表 4

## 主要国の配当に係る負担調整に関する仕組み（未定稿）

(2006年1月現在)

	日 本	アメリカ	イギリス	ド イ ツ	フランス
法人段階	法人税率 30%	法人税率 35%	法人税率 30%	法人税率 25% +税額の5.5%の 付加税	法人税率 33 1/3%
個人株主段階における法人税と所得税の調整方式	配当控除 (配当所得税額控除方式)	全く調整しない	部分的インピュテーション方式	配当所得一部控除方式 (受取配当の1/2を株主の課税所得に算入)	配当所得一部控除方式 (受取配当の1/2を株主の課税所得に算入)
法人間配当	(持株比率) (益金不算入割合) 25%未満 ……50% 25%以上 ……100%	(持株比率) (益金不算入割合) 20%未満 ……70% 20%以上 80%未満 ……80% 80%以上 ……100%	全額益金不算入	95%益金不算入	全額益金算入 ただし、持株比率が5%以上の会社から受け取る配当については、受取配当額にその1/2を加えた額の5%に相当する額のみ課税される。

- (注) 1. 日本においては、個人の株主段階で上場株式等の配当に対し20%（平成15年4月～20年3月までは10%の軽減税率）の源泉徴収により、確定申告不要を選択することができる。なお、確定申告を選択した場合には、国税の配当控除と同様に地方税においても、個人住民税と法人住民税の調整を部分的に行っている。
2. アメリカにおいては、個人株主段階で配当所得に対し、総合課税を維持しつつ、通常税率（10～35%の6段階）に代えて、2008年までの時限措置として軽減税率（5%、15%の2段階。ただし、2008年のみ0%、15%。）が適用されている。
3. インピュテーション方式とは、受取配当のほか、受取配当に対応する法人税額の全部又は一部に相当する金額を個人株主の所得に加算し、この所得を基礎として算出された所得税額から、この加算した金額を控除する方式のことをいう。受取配当に対応する法人税額の全部を株主に帰属させる完全インピュテーションの場合、法人所得のうち配当に充てた部分に関する限り、二重課税は完全に排除される。なお、イギリスの部分的インピュテーション方式では、受取配当にその1/9を加えた額を課税所得に算入し、算出税額から受取配当額の1/9を控除する。

(出典) 財務省・法人税など（法人課税）に関する資料

## ○ 委員名簿

本提言をとりまとめた研究会第2研究グループのメンバーは以下のとおり。

- |         |             |                   |
|---------|-------------|-------------------|
| (座 長)   | 貝塚 啓明       | 中央大学研究開発機構教授      |
| (主 査)   | 井堀 利宏       | 東京大学大学院経済学研究科教授   |
| (委 員)   | 田近 栄治       | 一橋大学国際・公共政策大学院教授  |
|         | 馬場 義久       | 早稲田大学政治経済学術院教授    |
| (研 究 員) | 國枝 繁樹       | 一橋大学国際・公共政策大学院助教授 |
|         | 前川 聡子       | 関西大学経済学部助教授       |
| (事 務 局) | 全国銀行協会金融調査部 |                   |

**金融調査研究会事務局**

〒100-8216 千代田区丸の内1-3-1

全国銀行協会（金融調査部）

電話 東京（03）3216-3761（代）

本提言は研究会としてのもので、全銀協として  
意見を表明したものではありません。